

## 令和8年度第1回岐阜県食品安全対策協議会 議事録

1 日時：令和8年8月5日（水） 13：30～15：30

2 場所：岐阜県水産会館 2階 中会議室

3 出席者

| 区 分   | 団 体 名                | 役 職 等                  | 氏 名    |
|-------|----------------------|------------------------|--------|
| 学識経験者 | 岐阜大学 応用生物科学部         | 教授                     | 中川 智行  |
|       | （公社）岐阜県栄養士会          | 理事                     | 世一 裕子  |
|       | 岐阜県議会議員              | 厚生環境委員長                | 安井 忠   |
| 消費者   | 生活協同組合コープぎふ          | 副理事長                   | 堀部 智子  |
|       | 岐阜県生活学校連絡協議会         | 書記                     | 杉江 智子  |
|       | 消費者代表                | —                      | 今井 智佳  |
|       | 消費者代表                | —                      | 千葉 佐代子 |
| 生産者   | 全国農業協同組合連合会<br>岐阜県本部 | 副本部長                   | 林 政和   |
|       | 南部蔬菜振興会              | 会長                     | 村瀬 東三  |
|       | （公社）岐阜県食品衛生協会        | 専務理事                   | 和座 厚   |
| 流通業者  | （公財）岐阜県学校給食会         | 課長補佐                   | 森合 真之  |
|       | 可茂中央市場(株)            | 代表取締役                  | 伊藤 友宏  |
|       | (株)バローホールディングス       | リスクマネジメント部<br>品質保証課 課長 | 国富 直人  |

4 議題

- （1）令和7年度 食品の安全性の確保等に関する報告（案）について
- （2）岐阜県食品安全行動基本計画（第5期）見直し（案）について

## 5 議事要旨

### 【稲田係長（生活衛生課）】

ただいまから、令和8年度第1回食品安全対策協議会を開催いたします。  
なお、本日の発言内容につきましては、議事録として記録し、公開いたします。

後日事務局より御確認をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。  
はじめに、岐阜県健康福祉部次長の後藤より、御挨拶申し上げます。

### 【後藤次長（健康福祉部）】

みなさんこんにちは。

健康福祉部の次長をしております後藤と申します。

本日はよろしくお願いいたします。

暑い中お越しいただきましてありがとうございます。

さて、こうした暑い中、我々の仲間が熊本地震の被災地で何名か仕事をしています。

現地はここと違って、クーラーもない中で過酷な環境だと思いますので、安全に注意しながらしっかりとお勤めを果たして欲しいと思っております。

食品の安全の点では、これだけ暑いので、今年は食中毒警報を2回発令しております。

食中毒警報は気温 30℃以上が 10 時間以上継続する場合に発表するものです。

仕組上、2回発令していますが、気温を考えると常日頃から食中毒警報がなりっぱなしというような状況でございます。

夏場は特に食中毒に注意しないといけない時期になります。

これから2年間、皆様にはこの食品安全対策協議会でお世話になります。

皆さん食に関心がある方ですとか、それぞれの現場で取り組まれておられる方々ばかりでございますので、忌憚ない御意見をいただき、少しでも次の政策につなげていきたいと考えておりますので、何卒どうぞよろしくお願いいたします。

### 【稲田係長（生活衛生課）】

資料の確認をさせていただきます。本日の資料は次第、出席者名簿、配席図、資料1から6及び参考資料となります。不足はございませんでしょうか。

本日は最初の会議となりますので、会長と副会長の選任までは事務局が

進行いたします。

【石塚室長（生活衛生課）】

事務局を預かっております。岐阜県健康福祉部生活衛生課食品安全推進室長の石塚と申します。後ろに並んでいますのは、県庁関係課の担当者です。

県では、関係課で岐阜県食品安全推進連絡体制を整備し、連携して食品安全の推進に取り組んでおります。

このため、関係課の担当者もこの会議に出席させていただき、意見交換を行わせていただいております。

さて、岐阜県食品安全対策協議会設置要綱により、会長、副会長は岐阜県健康福祉部長が指名することとなっておりますので、事務局から御報告します。

会長は中川委員、副会長は世一委員にお願いしたく、指名させていただきます。

それでは、以後の進行につきましては中川会長にお願いいたします。

【中川委員】

指名いただきました中川です。

よろしくお願いします。

まず、私の自己紹介をさせていただきます。

岐阜大学応用生物科学部食農生命科学科で教授をやっております。

専門は微生物でして、ビールやワインをつくる酵母や乳酸菌、発酵食品の研究をやっております。

食には関心がありますので、食品安全対策協議会の委員に選んでいただいて光栄です。

しかしながら、私は酵母や乳酸菌の専門家として、食品の安全安心というところの知識は少ないと思いますので、ぜひ皆さんと協議できればと思っています。

これから２年間よろしくお願いします。

これで私の挨拶とさせていただきますが、続きまして副会長の世一委員に御挨拶いただければと思います。

【世一委員】

皆さんこんにちは。

副会長を務めさせていただきます世一と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

私は岐阜県栄養士会から参加させていただいております。

普段は岐阜市内で、栄養教諭として学校に勤務しており、子供たちの食育や健康づくりに携わっております。

また、岐阜県栄養士会の方では、学校健康教育という事業部に所属しております。

岐阜県栄養士会には学校だけではなく、病院や高齢者施設、行政など、様々な分野で活躍している栄養士や管理栄養士がおりまして、それぞれの現場で県民の皆さんの食と健康を支えております。

私自身学校現場におりますので、保護者の皆さんが食の安全や健康について、とても関心をもってみえるということは日々感じております。

また、最近は物価高の影響もありまして、食に関する悩みや不安がより身近なものになっていると感じています。

そうした中で、食の安全や安心をどう確保して、わかりやすく伝えていくかということは、とても大切なテーマだと感じております。

この協議会では、栄養士会の現場の声や、県民に近い立場の意見をお伝えしながら、少しでもお役に立てればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【中川委員】

今回は新しい委員の皆様に集まっておりますので、皆様に御挨拶いただきたいと思います。

消費者の方から名簿順にお願いしたいと思います。

それでは、はじめに堀部委員、よろしくお願いいたします。

#### 【堀部委員】

はじめまして。

生活協同組合コープぎふの堀部と申します。

今回初めて委員を務めさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

私どもコープぎふは、コープみえコープあいちの皆さんと一緒に、独自の商品検査センターという機関をもっておりまして、そちらで日頃から商品の検査を行っています。

そのほかにも、毎週お配りする商品カタログで、食の安全安心に関する情報発信を行っています。

この夏休みは親子実験教室ということで、人工イクラを作ってみたりし

て、関心を持っていただけるような取組も行っています。

賢い消費者を目指すためにいろいろなことを学んでおりますが、こちらでお聞きしたことや皆さんと交流したことを組合員の皆さんに広げながら、また組合員さんの声を届けながら、有意義な機会にしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【杉江委員】

こんにちは。

岐阜県生活学校連絡協議会の杉江と申します。

不破郡の垂井町から参りました。

垂井町は伊吹山の麓の一番先端にあたりますので、湧水が豊富です。

水が綺麗なところで、近所の小川に絶滅危惧種のハリヨが住んでいるのが自慢でございます。

家では週5日、家族の夕御飯を作っておりまして、食品の安心安全には非常に関心がありますので、いろいろなお話を皆さんからお聞きできるのを楽しみに参りました。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【千葉委員】

公募委員の千葉と申します。

よろしくお願いいたします。

食品の開発部と、それから専門学校の教員を経て、今は料理教室をやっております。

学生の頃に読んだ有吉先生の本に興味を持って、食品の添加物について自分なりに調べて、食品を安心して食べられるようになりたいと考えるようになりました。

よろしくお願いいたします。

#### 【今井委員】

こんにちは。

今井と申します。

私たち一人一人が生活者、そして家族の食事を作るものとして、食の安全性には大変関心を持っております。

この委員会では専門的な議論と、私たち消費者の日々の暮らしや実感とのずれのないように、生活者の視点をお伝えできればと思っております。

どうぞ御指導をよろしくお願いいたします。

以上です。

#### 【林委員】

ただいま御紹介いただきました全農岐阜の林と申します。

前期に続いて引き続き委員を務めさせていただきます。

今日は1回目ですので、全農の役割につきましては御存知かもしれませんが、簡単に説明しますと、主にJAの事業をサポートするようなことをやっております。

今日は消費者や流通業者の方々など、多種多様な立場の方がお集まりになっていると思いますが、私ども生産者代表としては、もっぱら米の価格を危惧しているところでございます。

目一杯米を消費していただきたいと思っておりますので、こちらにいらっしゃる方々にも引き続きお米をたくさん食べていただいて、御協力いただければと思っております。

それから、平成16年にぎふクリーン農業センターを設置しております。

ここでは主に農薬の残留検査をやっております、岐阜県で生産された農産物を定期的に検査して、規定値を超えていないか確認し、消費者の皆さんに安心して食していただくという取組をしております。

こちらにつきましては県下JAや行政の方々にも御協力いただきながら進めておりますけれども、食の安全には皆さん方も敏感になっていると感じています。

生産者側としては、一度信用を失うと、そのあとリピートしていただけないということもあり、生産者としていいものを供給する取組をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 【村瀬委員】

皆さんこんにちは。

生産者の代表ということで、初めて食品安全対策協議会に参加させていただきます、南部蔬菜振興会の村瀬と申します。

南部蔬菜振興会は高齢者を中心とした農業団体でございまして、従来はJAの直売所等に品物がいつていたのですが、高齢化に伴い、搬送等の問題が出てきました。

そういう点も含めて、みんなと楽しい農業をしようというモットーで、当初は40名ほどのメンバーでしたが、現在は55名ほどに増えてきております。

甘とう美人や春菊、それからレタスなど、高齢化により担い手がどんど

ん減ってきているということで、伝統野菜を維持していこうと思っております。

その他にも美濃野菜というブランド名で、玉ねぎやじゃがいもを生協を通じて出荷しております、そういう点を含めて、私どもは生協を通じての販売が主体になっております。

こういった形で農業を仲間と一緒に進めている次第でございます、今後とも御協力いただきながら進めさせていただければと思っております。

よろしくお願いします。

### 【和座委員】

岐阜県食品衛生協会です事務局長をしております、和座と申します。

食品衛生協会について知らない方もみえると思いますので、この機会をお借りしてお話をしたいと思っております。

昭和 22 年に食品衛生法が施行されましたが、行政だけではなくて、食品業界や事業者も協力していこうということで、私どもの上部団体である日本食品衛生協会が設立され、その後、私ども岐阜県食品衛生協会が昭和 36 年に設立されました。

全国には合わせて 59 支部がございます、そのうちの 1 つが私どもの岐阜県食品衛生協会ということでございます。

私どもの岐阜県食品衛生協会では、一部を除き、保健所の管轄するところに 12 の食品衛生協会があります。

主な活動でございますが、まず 1 つは食品衛生指導員という方が施設を巡回して、施設の衛生管理の確認をしており、H A C C P の導入状況についても助言をしております。

次に、食品衛生責任者を各施設に 1 人ずつ置かないといけないのですが、県の規程でその方々が年 1 回、講習会を受けることになっておりまして、その講習会を私ども食品衛生協会が委託を受けて開催しております。

それから、食品事業者を対象に、食品の検査、水質検査、検便といった検査事業もやっております。なお、水質検査については、住民の方も対象としています。

他にも、食品衛生の普及啓発ということで、三者懇談会といいまして、各地区の食品衛生協会ごとに、消費者、行政、事業者の三者が集まって、意見交換をするということもやっております。

冒頭の次長の話にもありましたが、食中毒予防の啓発ということで、8 月の今が食品衛生月間、それから 11 月から 2 月までの 4 ヶ月間がノロウイルス食中毒予防強化期間になっておりまして、その期間に街頭での啓発活

動などもやっております。

私は食品事業者ではございませんが、事務局を預かる立場として、今年度から参加をさせていただいております。

よろしくお願いいたしますと思います。

#### 【森合委員】

岐阜県学校給食会の森合と申しますけれども、流通業者代表として今年度から参加させていただくことになりました。

いろいろ勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 【伊藤委員】

皆様こんにちは。

可茂中央市場の伊藤といいます。

よろしくお願いいたします。

私もこの食品安全対策協議会に今年度から参加させていただきました。

私どもの会社は可児市にあります地方卸売市場の中の会社でございます。

この会を通じていろいろと勉強していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 【国富委員】

バローホールディングスの国富と申します。

よろしくお願いいたします。

当グループはスーパーマーケットのバローがメインになりますが、ホームセンターやドラッグストアも展開しております。

ただ、スーパーといってもバローだけではなくて、グループとしては千葉から兵庫まで、10社程度グループがありまして、食品に関しては非常に大きな体制になっております。

また、グループとして食品の製造小売というものを推進してまして、工場や飲食店も自社グループでやるという形で、広範囲な形で食品を取り扱う事業を展開しております。

私自身は今期で5期目ということで、これで10年目になりますので今年が最後となりますが、一流通業者の代表として、この会議でいただいた情報をグループ内でも展開できるように努めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【安井委員】

改めまして皆様こんにちは。

この度協議会の委員を務めさせていただきます、厚生環境委員会委員長の安井と申します。

よろしくお願いいたします。

皆様方にはそれぞれの専門分野や現場の視点から、地域の食の安全安心の確保に向けて御尽力をいただいております。

大変感謝しております。

この機会に勉強させていただきます、議会に役立てたいと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。

【中川委員】

どうも皆様ありがとうございました。

消費者や生産者、流通業者といった幅広い立場の方と議論ができるのを楽しみにしております。

それでは本日の議題に入りたいと思います。

議題は2つありまして、1つ目は令和7年度食品の安全性の確保等に関する報告案について、2つ目は岐阜県食品安全行動基本計画第5期見直し案についてとなっております。

これらにつきまして、まず事務局から御説明いただいたうえで、皆様の御意見等伺っていければと思います。

それでは、令和7年度議会報告案につきまして、事務局より御説明をお願いします。

【石塚室長（生活衛生課）】

生活衛生課食品安全推進室長の石塚です。

議題の説明に入る前に、今年度から新たに委員となっただいた方もいらっしゃるの、県がどのような枠組みで食品安全行政を行っているのか、簡単にご説明させていただきます。

食品安全に関する法律はいくつかありますが、そのなかで中核となるのが食品安全基本法、食品衛生法、食品表示法の3つです。

まず、食品安全行政のすべての土台となるのが食品安全基本法です。

国や地方公共団体、食品関連事業者の責任を明確にし、科学的知見に基づいて総合的に食品安全施策を推進するための基本理念を定めています。

次に、飲食に起因する衛生上の危害を防止するための法律が食品衛生法です。

この食品衛生法に基づき、県では、飲食店などの営業の許可業務、食品関係施設の監視指導、食品中の農薬や添加物の検査などを行っています。

最後に、食品表示に特化した法律が、食品表示法です。

この法律に基づいて食品の適正な表示について指導を行っています。

県では平成 15 年、全国に先駆けて、岐阜県食品安全基本条例を制定しました。

本条例では、基本理念、関係者の役割や責務、施策の推進の方向を明確にし、県民の健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的としております。

この条例に基づいて、県の実施する施策を総合的かつ計画的に推進するため、岐阜県食品安全行動基本計画を策定しており、現在は令和 6 年度から 10 年度を計画期間とする第 5 期計画により、各施策に取り組んできました。

それでは資料の説明に移ります。資料 1 を御覧ください。

岐阜県では食品安全行動基本計画に従い、食品の安全性の確保等に関して様々な施策を行っていますが、この施策の進捗状況については、毎年度県議会に報告し、県民の皆様に公表することとなっております。

資料 1 「令和 7 年度 食品の安全性の確保等に関して講じた施策について」は、その報告書案になります。

この報告書は、第 1 章に食品安全行動基本計画のあらましと、令和 7 年度の目標達成状況が記載されており、続く第 2 章では、令和 7 年度の施策の実施状況が記載されています。

27 ページからは、数値目標の達成状況を一覧表にしてあります。

それでは、1 ページを御覧ください。

ここでは、食品安全行動基本計画のあらましが記されています。

食品安全行動基本計画は、食品の安全性の確保等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県食品安全基本条例第 20 条の規定により策定しています。

この計画は、3 つの施策の方向性と 24 の施策が設定されており、各施策には具体的な対策と数値目標を定めています。

24 の施策のうち、特に力を入れて取り組む 6 つの施策については重点施策として設定しており、メリハリのある計画としています。

次に、2 ページを御覧ください。

施策にはそれぞれ指標が定められています。

第 5 期計画は指標を 61 項目設定しており、うち 53 項目で目標を達成しました。割合としては 87% 達成となっています。

以下、3ページまでは6つの重点施策について、目標達成状況を記載しています。

続く4ページから26ページまでは、24施策ごとの取組み状況がそれぞれ記載されています。非常にボリュームがありますので、時間の都合上本日は説明を割愛させていただきます。

次に、資料2の目標未達成の指標項目一覧を御覧ください。未達成となった6指標について、整理した表になります。

まず、HACCPに沿った衛生管理の実施率ですが、HACCPに沿った衛生管理に取り組んでいた施設の廃業及び新規営業施設の参入により、未実施の施設割合が増加したことから未達成になったと推測しております。

また、高齢の事業者や導入方法がわからない事業者が未だ一定数いることもアンケート結果から明らかとなっております。

今後はHACCPに初めて取り組む営業者に対する導入支援を行ったり、立入等の機会に助言指導を行うことにより、実施率の向上に努めてまいります。

次に、水生生物保全に係る環境基準達成率については、県内60水域で水質測定を実施し、水生生物の保全に係る水質環境基準の達成を確認するものですが、1水域で全亜鉛が基準を超過し、未達成となりました。

亜鉛の排出源は多岐にわたり、現時点において特定の排出源は確認されておりませんが、河川の自流が少ない時期に基準超過する傾向にあるため、引き続き監視を継続し、河川の状況の把握に努めます。

2ページ目、ぎふ清流GAP実践率については、各産地におけるぎふ清流GAPの取組を推進しましたが、対象農業者等が増加し、実施率の分母が大きくなったことで未達成となりました。

ぎふ清流GAPについては、議題2の計画見直し案で御説明しますが、食品の安全に関する新たな認定制度が始まりますので、今後は新たな認定制度の取組を推進していきます。

ぎふ清流GAP消費者認知度については、量販店等におけるGAP農産物のPR販売等を実施しましたが、農産物が少なく、消費者に向けたPRの効果が十分得られず、未達となりました。

今後は新たな認定制度で栽培された農産物を消費者等にPRしてまいります。

続いて、地産地消率については、夏季の高温や春先の寒気等の天候が農産物の生育に影響を与え、調査時期における県内の市場流通量が減少し未達成となりました。

後ほど計画の見直し案で御説明しますが、今後は従来の地産地消の考え

方だけでなく、消費者ニーズに沿った生産振興や販売を農業に取り入れた地消地産を推進してまいります。

最後に、学校給食における地場産物の使用割合（金額ベース）については、学校給食における県産農畜産物の使用に要する経費の一部を助成していますが、天候不順等により入荷予定の地元野菜の生産量が不安定になったことや、農産物等の価格高騰により影響により比較的安価に購入できる県外産等で代用する必要性があり、未達成となりました。

学校と生産者の連携を図るコーディネーター派遣を引き続き実施し、学校給食における県産農畜産物の使用を推進してまいります。

以上が、令和7年度食品の安全性の確保等に関する報告案になります。

#### 【中川委員】

ありがとうございました。

今御説明いただいたとおり、指標項目が61個あって、そのうち53個が達成、6個が未達成という話だと思うんですけども、HACCPの適正運用の推進や水生生物保全に係る環境基準達成率、ぎふ清流GAPの実践率と認知度、地産地消率と学校給食の地場産物の使用割合が未達成となりました。

これらのことについて、委員の皆様に御意見を伺いたいと思いますけれども、消費者代表の堀部委員、何かございますか。

#### 【堀部委員】

14ページにあります、食品廃棄物のところでぎふ食べきり運動というものがあるんですけども、食品廃棄に関してはいろいろ課題がありまして、気になっているところなので、内容について教えていただければと思います。

#### 【中井課長補佐兼係長（廃棄物対策課）】

廃棄物対策課の中井と申します。

ぎふ食べきり運動についてですが、いわゆる食品ロスといって、食べられるのに捨ててしまう食品がありますので、協力店制度というものを作っております。

例えば、飲食店の方に協力店に入っていて、食品ロス削減に向けた取組を実践いただき、県公式インスタグラムにおいて紹介を行うといった取組を進めているところであります。

【堀部委員】

ありがとうございました。

やはり、消費者に対してそういったことをどんどん伝えていただけると進むのではないかと思います。

せっかくいい取組をしているので、ぜひお知らせいただければと思います。

ありがとうございます。

【千葉委員】

地産地消には協力したいと思いながら、環境の負担を減らすことを考えたりしているのですが、地産地消率が40.6%と書いてあるのを見て、これだけ暑いので、農家の方は畑仕事をするのも結構大変なのではないかと思いました。

【中川委員】

これだけ暑いと、気候変動で作れるものも変わってきますし、そういうところに対する対策も難しいところがあります。県の方で気候変動に対する対策などはやっていらっしゃるのでしょうか。

【宮崎係長（農産物流通課）】

農産物流通課の宮崎と申します。

気候変動に対する取組に関しては、県の方でも多岐にわたっているところかと思います。

地産地消率が40.6%というところで、少し補足をさせていただきますと、高齢化や生産量が減ったということも当然ありますけれども、産地戦略のように経済的な側面もございまして、全部が全部岐阜県に回るというわけではございませんので、補足をさせていただければと思います。

【猪原係長（農産園芸課）】

農産園芸課の猪原と申します。

先ほど御意見をいただいた気候変動についてですが、取組状況としましては農産物のみならず、暑さ対策にはそれぞれの研究機関で取り組んでいるところでございます。

農産園芸課の例としましては、これだけ暑いとお米が十分にとれないという状況が全国的に起きてまして、県として高温に強い品種の栽培に取り組んでおります。

その他ですと、農業者の労働環境が過酷なので、暑さ対策で屋根に熱を通しにくいような資材を取り入れることで、農業者の健康管理に役立つだけでなく、より品質のいいものがとれたというようなことも聞いております。

【中川委員】

どうもありがとうございます。

これから先、気候変動は確実に起こってきますので、農業者のサポートは必要になってくるかと思います。

そういう意味では、県としてはある意味チャンスかと思いますが、その辺りの対策を講じていただきたいと思います。

続きまして、今井委員より御質問等ありましたらお願いします。

【今井委員】

地産地消もそうですし、いろいろなことに対していろいろな取組をされているのだと思いました。

暑い中での作業も本当大変だろうなと思っています。

以上です。

【中川委員】

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、地産地消も大事なところですし、40℃の中での作業は本当に大変なのだと思います。

そういうところも含めて、いい方向性が見つかるといいなと思っています。

どうもありがとうございました。

そしたら、次は生産者の方から御意見を伺いたいと思います。

【林委員】

HACCPについて、達成度としては未達だったかと思いますが、実績というのは事業者数だと思っていいのか、HACCPに沿った衛生管理を実施した件数なのか教えていただきたいということと、5ページ中段のところで、令和8年3月末でHACCP導入店のステッカーを約6,000枚お配りになったと書いてあるのですが、これと実施率の数値の関係を教えていただけるとありがたいと思います。

それから、先ほどの高温対策について補足させていただくと、先ほど猪

原さんから御説明ありましたが、例えば水稲でいうと、高温に強い品種の導入とか、作期分散といいますか、暑いときにピークが来ないような作付けをしたり、逆に後ろにずらしたりとか、そういった取組をやっております。

震災で熊本の方のトマトなんかも心配で、出回りもおそらく少なくなっているかと思いますが、これも品種によっては高温に強い品種もありますので、そういったものに切り換えていく努力は引き続きしていかなければいけないと思っております。

ぜひこういう機会に生産者が大変苦勞して、生産物を出荷していただいているということを御理解いただける機会になるとありがたいと思ひまして、少し補足させていただきました。

#### 【中川委員】

ありがとうございます。

いろいろな意見を出してもらって、そこでまたお互いが理解できる部分が増えてくるかと思ひます。

H A C C Pにつきましては御説明をお願いします。

#### 【石塚室長（生活衛生課）】

事務局の石塚の方から御説明させていただきます。

こちらの実施率ですが、食品営業許可を持っている 1,000 施設に対してアンケート調査を実施しております。

昨年の 9 月に、1,000 施設抽出してアンケートをお送りしました。

H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理ですが、衛生管理計画の作成と、実際に記録を毎日つけるという二本立てになっておりまして、両方ともやっているという方が 56.3%という結果でした。

衛生管理計画はあるけれども記録をつけていない方、衛生管理計画はないけれども記録はつけているというような方もいますが、全くやられていないという方は 15%でしたので、今取りかかっている方たちに何とか継続していただくということも含めて指導していきたいと考えております。

ステッカーについてですが、H A C C P の考えを取り入れた衛生管理をやられている施設に対してお配りしているものになります。

食品の監視指導計画がございまして、計画に基づいて施設に立ち入りして、その中でしっかりやられている場合にステッカーを配布するとか、5 年に 1 回保健所の立ち入りがあるんですが、そのときに記録を確認してしっかりとやっている方に対してステッカーをお配りしています。

全部で2万弱の施設がございますので、まだまだステッカーの配布も少ないというのが現状です。

実施率について補足しますと、衛生管理計画とその記録をしている方が56%、衛生管理計画を作っているが記録はしていないという方が12%、計画は作っていないが日々の記録をしているという方が17%という結果でした。

【中川委員】

計画があるのに記録がないのはわかりますが、計画がないのに記録をつけるというのはどういうことでしょうか。

【石塚室長（生活衛生課）】

生鮮食品であれば、仕入れたときに腐っていないか色を確認したり、冷蔵庫の温度管理だったりがあるかと思います。

あとは、ノロウイルス対策だと手洗いや体調管理を実施していますというようなことを記録している形になります。

【中川委員】

計画があって記録がない方は前向きというふうに捉えることもできますし、逆の方はHACCPの仕組みをあまり理解できていない方だと思うので、うまく指導することができれば実施率が上がるのではないかと思います。

【村瀬委員】

未達成の項目に地産地消率と学校給食における地場産物の使用割合があり、どちらも学校給食に関係がありますが、地域の学校に入る方法が見つからないということがあります。

岐南町に関してはスムーズに入っているようです。

それを真似して笠松町もやりましょうということで、学校給食の方へ入っていくわけですが、岐阜市は非常に大きいので、各学校との話になるかと思っておりますが入り方が見つからないです。

食農教育で、子供たちに野菜を作らせて、自分たちで洗って給食へもっていくということはやっているのですが、農家の方がそこで販売をすると、どうすればよいかわからないわけです。

それから、高温対策につきましては、30%の遮光ネットを試験的に使っておりますし、それとは別に、JAから50%の遮光ネットを支給していた

だいておりまして、遮光ネットをしている部分については生産が落ち込んでいないということです。

ただ、畑に関しては水がないです。

水稻に関しては、用水が確保されてますけれども、畑では個人で確保するのは難しいので、それが一番の課題かと思っております。

話がそれましたが、学校給食についてはそういう筋を作っていただければありがたいと思っております。

【中川委員】

いろいろなところで高温対策をやられているのですね。

【村瀬委員】

数年前から、夏場は全部白のマルチを使っています。

【中川委員】

熱の吸収が違うんですね。

もう1つ、地産地消率を上げることについては学校給食と地元の連携がうまくできないかということが御意見としてありました。

これは森合委員か世一委員にお聞きすれば何かわかりますでしょうか。

【森合委員】

岐阜県学校給食会ということで、岐阜市さんの方に導入ということになってきますと、岐阜市の学校給食会という別の組織がございまして、そちらの方が取りまとめを行っておりますので、そちらの方を窓口に、各学校さんへの導入について進めていただくというような形になるかと思います。

もし県内でということであれば、私どもが窓口になってくると思いますが、岐阜県内全体としての物資の提供ということになりますと、ある程度まとまった量の生産量が必要になってくるかと思います。

【世一委員】

岐阜市の学校給食について簡単に御説明しますと、今までは各学校の地域でとれた野菜は、栄養教諭が計画を立てまして、地元のJAや農家から仕入れることができたのですが、今年度からいわゆる給食の無償化が始まりまして、国のお金で食材を買うというお金の流れができ上がった関係で、各学校で自由に食材が購入できなくなりました。

そこで、岐阜市の給食会という組織が、JAと道筋をつけて、各学校で

使う分の食材を購入できるという仕組みを作っているところです。

地消地産にも取り組んでおり、地消地産コーディネーターというものを県が育成しておりまして、岐阜市の方にもそういった人材を1人予定しております。

学校ごとに、地元の食材を使って給食を作っていけるような道筋が今できつつあるところですので、ぜひ小学校区とか中学校区といった大きさを、地元の食材をぜひ入れていただきたいと思います。

岐阜市の栄養士にも情報を流しますので、お話をぜひ聞かせていただいて、使わせていただけるといいなと思いました。

#### 【村瀬委員】

カレーライスに使う野菜は計画的な食材と考えています。

現在、生協さんの方をお願いしてるのは、例えば玉ねぎは2月から8月まで出荷の品種を段階的に作りましょうということで、農家の方に苗さえ渡せば、そのように生産してもらえるわけですね。

J Aは予冷库も準備しています。

ですから、あとは発注があれば、農家としては生産できますし、地元の食農教育にも貢献できるのではないかと考えております。

よろしくお願いします。

#### 【中川委員】

非常に面白い関係が構築できるのではないかと思います。

そしたら続きまして和座委員、よろしくお願いします。

#### 【和座委員】

H A C C Pの取組について、私どもは食品事業者の集まりですので、義務化されているH A C C P導入というのは、事業者として当然やらないといけないというのは当たり前の話ですけれども、数字を見ると56%ということで、これを上げるのはなかなか難しいのではないかと思います。

全国的にも各自治体が苦勞しているところで、対応策としては保健所が立入りをするときに個別に指導するということがあるかと思いますけれども、H A C C Pは結構説明が大変です。

さっき2万という話もありましたが、岐阜市を入れるともっと多くの施設があるので、効率が上がらないというのが実際のところかと思いますし、食品衛生責任者の講習会も開催しておりまして、当然H A C C Pの内容を講義の中に入れておりますが、一方通行になってしまっただけでなかなか効果が

ないと思います。

特に、新規の方はそれなりに資格を取ってやってみえるのですが、その辺のフォローを重点的にやっていただきたいと思います。

それから、企業単位のチェーン店や大手のところはスタッフが十分にいますので、HACCPをやられていると思いますけれども、小規模の事業者はなかなかやれていなくて、二極化しているのではないかと考えています。

協会としても食品衛生指導員の活動の中で、特に小規模事業者を対象にした巡回指導で助言をしているところですが、同業者の言葉でするので限界があります。

やはり、行政が厳しく監視指導してHACCPの適正な運用を御指導いただければと思っています。

それから、消費者の方はHACCPを知っているのでしょうか。

ハサップと読むことすらわからない人も見えて、改正されたときにテレビで時々やっていましたが、HACCPという言葉が食品事業者の中での言葉になってしまっていると感じます。

施設を利用し商品を買うのは消費者ですので、やはり消費者も巻き込まないといけないと思います。

ステッカーを5,000枚ほど交付されているとありましたが、そういうステッカーを貼ってあって、うちはHACCPを一生懸命やっていますということを消費者に認めてもらって店を利用していただくところまでいけばよいのですが、そういうPRにつなげるために行政としてもPRしていただきたいというふうに思います。

急に実施率を上げるのは非常に難しいことだと思いますけども、協会としても行政に協力しながらやっていきたいと思っています。

#### 【中川委員】

ありがとうございました。

HACCPの認知度について、事務局より説明はございますか。

#### 【石塚室長（生活衛生課）】

事務局からお話させていただきます。

先ほどHACCPの話があったかと思いますが、少し話がそれますが、新規の施設に対しての指導という話があったかと思いますが。

飲食店の許可を取る際、業者の方は、1度保健所に相談に来た後、申請書を出しに来て、その後に保健所の職員が施設に立入りに行って施設基準を確認して、問題がなければ許可書を交付するというように、許可書を交

付する前に保健所の職員と会う機会が3、4回あります。

法律上、許可を出すのにHACCPの導入は許可基準にはなっていませんが、営業が始まったらすぐに記録をつけないといけないわけです。

先ほど中川会長が言われたとおり、その前に衛生管理計画がないと駄目というのはごもっともな御指摘だと思います。

営業する前に何回か会う機会がありますので、そのときにしっかりと指導させてもらっているところです。

HACCPの認知度についてですが、報告書の5ページに、HACCPに沿った衛生管理の普及ということで、県民アンケートをとっております。

この中で、よく知っている、多少知っているという方が37%、中高生では17.1%になっておりまして、まだ一般的な普及には至っていないのが現状です。

例えば、食品の安全安心シンポジウムや出前講座、食品安全セミナー等でHACCPに関するチラシを配布しておりますので、今後とも普及啓発を進めていきたいと考えております。

以上です。

#### 【中川委員】

ありがとうございます。

30%というのは思ったよりも低いと感じました。

それこそ、HACCPをとるメリットを事業者さんが感じてくれないと難しいのではないかと思います。

中高生だと17%という結果ですが、これが現状ということです。

まずHACCPの導入が一番大事なのではないかと思いますので、何か考えがあればと思います。

和座委員、他にも何かありますでしょうか。

#### 【和座委員】

大体やってみえると思いますけれども、確認の意味で質問させていただきました。

#### 【中川委員】

わかりました。

ありがとうございます。

続きまして、流通業者の森合委員、お願いします。

【森合委員】

学校給食における地場産物の使用割合ですが、金額ベースだとなかなか難しいと思います。

少し前までは品数ということで数でのベースだったと思いますけれども、私どもとしても、この学校給食における精米及び牛乳に関しては県内100%を到達させていただいております。

全農さんにも御協力いただきまして、生産物の提供もしていただいておりますし、体育健康課さんの方には教材として、中学生選手権の方と一緒にやらせていただきまして、子供たちに地産地消をわかっていただくというような活動をさせていただいております。

金額ベースになってくると、今給食費が300円前後の中で、各市町村の栄養教諭の先生方には大変苦勞をかけていると思いますが、その中で62.7%という数字が出ているのはありがたいというのが感想です。

以上です。

【中川委員】

金額ベースではなく、品数ベースだとどうなるのでしょうか。

【森合委員】

品数になってくれば、達成率も上がってくるかと思っております。

あと、小麦に関して県産は50%を達成しているのですが、パンやソフト麺に使っている小麦は強力粉で、県産でとれる小麦の種類は薄力になってしまうので、その辺りが強力に近いものになってくると、より学校給食の小麦の使用率も上がってくるのではないかと思います。

【中川委員】

どうもありがとうございました。

続きまして、伊藤委員よろしく願いいたします。

【伊藤委員】

私どもの会社は、JAめぐみのの子会社でございます。

今、生産者として市場に出荷されている方の平均年齢は70を超えております。

ですので、基本的にはJAめぐみのの直販部門であるとれった広場とか、とれった関とか、そういうところに皆さん持っていかれるので、市場に出荷される量は昔よりも数段に減っております。

それから、地産地消で給食の話が出ておりますけれども、私どもも美濃加茂市や可児市、御嵩町、瑞浪市に入札して、何とか納品できるようにしております。

年に何回か岐阜県産でお願いしますという食材もございます。

これは1つ要望でありますけれども、同じ週や同じ日前後に、同じメニューで入札をされますと、私ども小さな市場としては、入札はするんですけども商品を集めるのが難しくなってしまうので、その辺は少し考えていただきたいと思います。

それから、地産地消ということで、県も全農さんもそうですけれども、就農支援をされているのがトマトやイチゴがメインだと思います。

それ以外で給食に地産地消をいれようとする、なかなか量的な問題もありまして、難しいところがあると思います。

やはり、県としても全農さんとしても、もう少し幅を広くして就農支援をしていただけると、市場としても大変ありがたいです。

それから、私もお米を1町歩ほど作っています。

例年ですと、今頃穂が出るところなのですが、今年はもう7月の25日前後に穂が出ております。

これも高温障害の影響で、例年でしたら9月の20日前後に稲刈りをするのですが、この状況でいきますと、10日から15日ぐらいには稲刈りができるのではないかと思います。

県や農協さんの方でも、高温障害に対する新しい品種があるという話を聞きましたので、1日でも早く生産者に紹介していただければありがたいと思います。

以上です。

#### 【中川委員】

どうもありがとうございました。

平均年齢が70を超えているという話で、若い生産者が入っていくというような政策を考えるのが急務かと思います。

#### 【伊藤委員】

基本的には定年までサラリーマンされる方が多く、農業をされる方にどのようなものを作ったらいいかとか、そういうのは私ども市場としても指導していく立場だと思っております。

#### 【中川委員】

私も実家が和歌山にありまして、長男ではあったのですが、家は次男が継いでくれて、50代ですけれども一番若手です。

将来食べ物がなくなるのではないかと心配していますし、温暖化で作れなくなってくるということもあります。

農家さんは魅力的な仕事で、自分で生命を作って売るというのは非常に面白い仕事だと思っています。

そこをうまくアピールできるような政策があればと思います。

続きまして、国富委員お願いいたします。

#### 【国富委員】

私の方は2点です。

1点はHACCPのところ、実施率が6割ということですが、他の自治体の数字があるようでしたら教えていただきたいというのが1点です。

もう1点は資料1の27ページから32ページに達成率の項目があって、150%とか200%以上になっている項目があるのですが、これは単年の事象なのか、今後もこの数字が持続するのか、200%以上になっている項目について、要因を教えていただければと思います。

#### 【石塚室長（生活衛生課）】

事務局から回答させていただきます。

HACCPの他県の状況ということですが、他県ではアンケートを送って実施率を確認するというやり方をしていないようです。

例えば、許可の更新時に立入りをして、HACCPを実施していなければ指導をして、その指導が100%というようなやり方はあります。

もう1つ、200%以上のものという、農薬販売者・使用者等研修の受講者数とかですかね。

#### 【後藤次長（健康福祉部）】

県民アンケート調査の対象人数も300%を超えていますね。

両方とも、キャパの大きいところを対象にしたとか、そういったことがあったのではないのでしょうか。

#### 【中川委員】

ありがとうございます。

それでは世一委員、よろしくお願いします。

### 【世一委員】

学校給食の地産地消についてですが、いろいろな委員の方から御意見をいただけて、本当に関心が高い取組なのだと実感しました。

栄養教諭の立場としてお話をさせていただきますと、地産地消のパーセントを集計する週が全国で決まっております、何月の第何週というように指定がありますので、そこに合わせて献立を考えて入札している形になっております。

ですので、入札書を見ると、同じ週に同じ市町が、同じぐらい同じ食材を希望するというような形になっていると思います。

また、岐阜市の話をしますと、児童生徒と教職員で約3万人の人たちが同じ給食を食べるわけですが、3万人分の食材を1つに集めるということは不可能ですので、地区を3つに分けて、1ヶ月トータルで同じメニューを食べられるように計画を立てているわけです。

やはり準備できる食材と準備できない食材があるということは聞いておまして、ホウレンソウやトマト、じゃがいもといった食材が、全部の地区で重ならないように献立を立てたり、日にちを変えたりというようなことは取り組んでおります。

ただ、他の市町村のことまで考えながら献立を立てるということはできませんので、どうして岐阜県産のものを使いたいというときがみんな同じになってしまいます。

それを回避するには、調査の週をバラバラにしてくだされば、少しは地産地消のパーセンテージが改善できるのではないかと思います。

HACCPのことも達成率が低いと感じたのですが、学校給食に関しては1日1食ですので、昼の1食のために全力を注いで、清掃したり食材を管理したりすることができるわけですが、1日3食作っていたり、営業時間が長かったりすると、そういうのも難しいのではないかと思います。

やはり、安心したものを皆さんに食べていただけるのが一番いいと思いますので、少しでも多くの事業者の方が安全安心に取り組んでいただけるようになるとよいのではと思いました。

また県の方でいろいろ考えていただけるとよいと思いました。

### 【中川委員】

ありがとうございました。

皆さんが非常に努力をされていることが伝わってきました。

そしたら、最後になりますが、安井委員お願いします。

【安井委員】

この資料をいただくまで、H A C C Pという言葉を知りませんでした。  
新しい制度なのですか。

これは今までの食品衛生講習とはまた違うものなののでしょうか。

【石塚室長（生活衛生課）】

平成30年に食品衛生法が改正されて、令和3年度の6月から施行という  
ような形であったものでございます。

【安井委員】

大きな市はわかりませんが、私どもの町単位ですと、地域の食品  
衛生協会が保健所との講習会をやっていたりして、食品衛生協会に入  
ると、会費はかかるものの、メリットも多いということで、地元ではかな  
りの方が入ってらっしゃいます。

また、衛生組合は窓口が商工会であったり、事務局が商工課に置いてあ  
ったりすることもあるかと思いますし、今ではリモートでの講習をやっ  
てらっしゃる地域もあると聞きますので、そういったことを進めていくと、  
推進される方も増えてるのではないかと思います。

零細企業や新しく営業される方の中には、食品衛生協会の方が入会して  
くださいといっても、断られる方もいらっしゃると思います。

そういったことも含めて、推進できるような方法を考えないといけない  
と思いました。

【中川委員】

ありがとうございました。

ここまで、令和7年度食品の安全性の確保等に関する施策について議論  
させていただきました。

消費者、生産者、流通業者といろいろなお話が出てきましたが、それぞ  
れ見ているポイントが違って、非常に面白い議論ができたのではない  
かと思っています。

それでは続きまして議題2のほうに進みたいと思います。

岐阜県食品安全行動基本計画第5期見直し案につきまして、事務局より  
御説明をお願いします。

【石塚室長（生活衛生課）】

それでは、事務局より岐阜県食品安全行動基本計画第5期見直し案につ

いて御説明します。

岐阜県食品安全行動基本計画は、社会情勢や関係法令等の改正があった場合、必要に応じて見直しを行うこととなっており、今回は施策の方向3「将来にわたる安全な食生活の確保」で設定している施策や指標の変更が必要になったことから、全体的な計画の見直しを行うこととしました。

本日提出するのは、令和7年10月から改定の作業に取り掛かり、令和7年度第3回の本対策協議会で意見をいただき、5月から6月にかけて実施したパブリックコメントの結果を反映させた案でございます。

本日は、改めて委員の皆様の御意見を伺い、必要な修正を加えたのち9月議会に諮り、10月公表を予定しております。

それでは、見直しの内容について御説明いたします。資料4を御覧ください。

資料4には計画の見直しによる変更点をまとめてあります。その中でも、指標の見直しに絞って説明をさせていただきます。

まず、資料4の2(3)を御覧ください。

施策の方向2-3-(1)「食品の安全に関する各認定制度の普及推進」に、新たな指標として岐阜みどり農業認定制度取組面積を追加しました。

資料では、新たな指標は「岐阜県版みどり認定制度(仮称)」と記載されておりますが、「岐阜みどり農業認定制度」と名称が決まりましたので修正をお願いします。

みどり認定とは、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷を低減し持続可能な農業を実現することを目的として、化学肥料・農薬の使用低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を認定する国の制度です。

このみどり認定に生産工程を管理し、安全・安心を確保するGAPの考え方を取り入れた県独自の新たな認定制度が、岐阜みどり農業認定制度です。

また、「ぎふ清流GAP実践率」、「ぎふ清流GAP消費者認知度」、「地産地消率」、「学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース)」、「県内学校給食における牛乳消費量に占める県内産牛乳の使用割合(年間)」の5つの指標は、新たな環境調和型農業の推進施策への置き換えのため、削除しました。

そのほか、事業の終了などによる指標の削除や目標値の変更、事業の見直しがありましたが、そちらは資料に記載しておりますので、今回は説明を割愛させていただきます。

最後に、資料5の説明に移ります。

資料5を御覧ください。

資料5は食品安全行動基本計画の見直しに当たり、令和8年5月11日から6月9日の間で実施したパブリックコメントの実施結果になります。

4件の意見をいただきましたが、主な意見としては県内産農林畜産物の生産や消費の拡大や食品表示の徹底、地消地産の推進といった意見が寄せられました。

県としての対応ですが、県内産農林畜産物の生産や消費の拡大、地消地産の推進については民間団体と協働したプロモーション活動や消費者のニーズを反映させる仕組みづくりの構築を進めてまいります。

食品表示の徹底については、外食でのアレルギー情報等に関する要望でした。食物アレルギーについては、食品表示制度への理解を深めるための講習会の開催などを行っているため、引き続きこうした取組を継続し、適正な食品表示の推進に取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

#### 【中川委員】

どうもありがとうございます。

見直し案について御説明いただきましたが、委員の皆様から御意見や御質問などありますでしょうか。

私はみどり認定制度についてあまり詳しくないのですが、化学肥料や農薬の使用低減だけではないという理解でよろしかったでしょうか。

#### 【猪原係長（農産園芸課）】

農産園芸課でございます。

この仕組みにつきましては、農薬や化学肥料を減らしたり、温室効果ガスの排出量を減らしたり、内水面漁業であれば無駄な餌を減らしたりと、様々な形で環境負荷を減らすというものがみどりの食料システム戦略というもので、国が令和3年に掲げた考え方でございます。

今回ここで挙げておりますこの制度につきましては、基本的には農業での環境負荷を減らすことに加え、GAPという生産工程管理の考え方も取り入れて、持続可能な農業を実現するための1つの取組として消費者にPRしていきたいというものでございます。

#### 【中川委員】

数値目標の見直しでいきますと、新しく設定した指標はないということではなかったでしょうか。

【猪原係長（農産園芸課）】

今回新しく設定した目標としましては、ぎふ農業活性化基本計画という農政部の計画で5,000ヘクタールという面積目標を掲げてございます。

【中川委員】

今回は化学肥料と農薬の使用減というところが指標として設定されているわけですね。

【猪原係長（農産園芸課）】

主にはそういった定義になりますが、先ほども申し上げたとおりCO<sub>2</sub>やメタン排出の削減とか、その他のものも認めております。

化学肥料や農薬の低減がわかりやすいので出していますが、その他にも環境負荷の低減ということで幅広く認めております。

【中川委員】

ありがとうございます。

他に何かありますでしょうか。

【伊藤委員】

事業の見直しの中で、東日本大震災を受けて実施してきたモニタリングの見直しがありましたが、私どもは年に1回か2回くらい、放射性物質の検査をするために保健所に商品を出しているのですが、今年から検査がなくなったということですか。

【石塚室長（生活衛生課）】

事務局の方から説明させていただきます。

こちらは環境汚染物質の関係ですので、食品の放射性物質の検査ではないです。

当課では、東日本産の農畜産物については年間10検体、市場に流通しているものから検査をしております。

震災当時はもっと多い件数の検査をしておりましたけれども、今は10検体です。

これもゼロにするかどうかという議論もございましたが、何かあった場合に備えて、県でも検査ができる体制を整えておく意味も含めて、保健環境研究所で実施しております。

【中川委員】

この件に関して、一般消費者代表の千葉さん、どうぞ率直な御意見をいただけますか。

東日本産の農産物の放射性物質に対して、安心か、それともまだまだ不安という思いでしょうか。

【千葉委員】

まだ、完全には安心とは思っていないです。

【杉江委員】

私は、安心安全というのはすごく大事に思いますので、チェックしてくださるところが、ごまかさないで、ちゃんと教えて欲しいなと思います。

自分自身としては、野菜も農薬を使わずに作ったり、自分で生ごみの堆肥を作ったりしています。

自分で作ってるものは、安心という思いがあります。

農協さんで買うときも、やはり誰が作ったかという名前が書いてあるのを買います。

何年か前に、お肉の偽装がありましたけれども、コープさんも引っかかり、あの時はすごくショックでした。

ちゃんと何段階もチェックしていると言っていたところが引っかかっていて、素人で分かりようがありません。

なので、お役所の方をお願いしたいのですが、ちゃんとチェックして、教えて欲しいです。

でないと信用はできません。

信用して買いますし、信用して食べたいなとも思っております。

【中川委員】

なるほど。

そういう意味では、やはり情報公開というのはまだまだ必要ですね。

放射性物質の検査は、必要な時期が過ぎたという考えと、もう全国どこも公表してないということもありますが、いかがでしょうか。

【石塚室長（生活衛生課）】

東日本産については、他県でも検査をしているところもありますけれども、検出されているとしたら、イノシシの肉とかになります。

自然にも管理されていないようなものについては、多少は検出されてい

ますけれども、基準値を上回っていないと認識しております。

先ほど食品表示の関係で偽装という話題がございましたけれども、当課でも7月と12月が食品表示の強化月間ということで、保健所の方で流通業者に立入検査をさせてもらっております。

また、偽装となるとコンプライアンスの関係になると思いますが、そういう点については県内で毎年2回、食品表示の講習会を行っております。

そういった中で業者の方にはお話をさせてもらっておりますので、今後ともこういった取組を継続していきたいと考えております。

#### 【中川委員】

おっしゃるとおりですね。

放射性物質はほとんど検出されていないという現状を、私たち一般の方にどのように出していくかというところが大事かと思います。

基本的には福島県の中でも放射性物質の検出がゼロになっているところも多いのが現状でしょうから、これから一般の方にどう知っていただくかを考えることが必要かと思います。

私としては、お金がかかるので、指標からモニタリング実施は削除すべきだと思いますけれども、一般市民の方にきっちり説明できることが大事かと感じました。

ありがとうございます。

他に何かございますか。

#### 【堀部委員】

はじめの御挨拶でもありましたが、食中毒について少しお聞きしたいと思います。

今は熊本の方が、この酷暑の中災害などで本当に大変なことだと思います。

今、食中毒警報がずっと出ているような状態という認識でよいのかということと、警報を出す以外に県として、猛暑時や災害時に何か対策があるかということを教えてください。

#### 【石塚室長（生活衛生課）】

事務局から御説明します。

災害時の食中毒ですけれども、今回災害があつて、私も調べてみたのですが、前回の熊本の地震では、実際に黄色ブドウ球菌の食中毒が発生しております。

飲食店の方が作られて、その約3時間後に避難所に持って行って、そこで食べられた方が食中毒になりました。

東日本大震災のときも、大釜で作って、そのまま常温で保存して、菌が繁殖して、食中毒になったということで、こういった時期ですと、先ほど次長もお話したとおり、細菌性の食中毒が多く発生しております。

特に避難所ですと、手を洗えないとか、いつ食べるかわからないとか、放置されているというものがございます。

国でも手を洗ってください、加熱したらすぐ食べてください、というパンフレットを作っています。

ただ、震災になってからパンフレットをお配りしてもなかなか届きませんので、当課としましては防災課が実施している市町村担当者研修会で、そういったパンフレットをお配りして事前の備えというものを周知させてもらっております。

また、食中毒警報以外の猛暑時の対策として、7月は夏季一斉取締りということで、1回食中毒が出てしまうと大規模食中毒になってしまうような施設の監視指導を行っております。

冬は12月に年末の啓発ということでやらせてもらっております。

以上です。

#### 【堀部委員】

ありがとうございました。

先日、本巢市で防災士会が立ち上がりました。

防災士の講座のときにもあまり食中毒に関するお話は聞かなかったような気がします。

ぜひ、いろんなところで教育活動いただきたいと思います。

#### 【中川委員】

これだけ夏が暑くなると、食中毒が起こりやすいのは間違いないと思います。

今年の夏の発生状況はどうですか。

#### 【石塚室長（生活衛生課）】

食中毒は年単位で数えておりまして、今年は現在までで15件発生しております。

ノロウイルスが7件、カンピロバクターという細菌性食中毒が5件、あとアニサキスとかヒスタミンとか黄色ブドウ球菌が1件ずつです。

【中川委員】

夏の暑い時の細菌による食中毒の発生というのは、今のところはまだ1回なのですね。

【石塚室長（生活衛生課）】

そうなります。

【中川委員】

ありがとうございました。

様々な御意見がありまして、有意義な時間になったのではないかと思います。

岐阜県食品安全行動基本計画の見直し案ですが、一番大きいのが、ぎふ清流GAPが終わって、新しい仕組みである岐阜みどり農業認定制度という新しい制度が始まるということで、これに関する指標が見直し後に追加されます。

そのほか、放射性物質検査が指標から削除されますが、放射性物質については、消費者の方々にはまだ正しい情報が伝わっていないので、情報を上手に伝えていくことも大事かと感じました。

また、食品表示の偽装問題とか、食中毒については、震災時に食中毒が起こると大変な事になるのは間違いないので、そういう対策もこれから先また見直しの際に入ってくるのが必要ではないかと感じました。

この見直しというのは、毎年行う形ですか。

【石塚室長（生活衛生課）】

見直す必要があった場合に行います。

【中川委員】

今回見直す必要があったからですね。

見直しをしながら、事業をうまく回して目標を達成していくことをお願いします。

これでまとめとさせていただいて、これで今日の議題2つを終わらせていただこうと思います。

そしたら事務局にお返しします。

【稲田係長（生活衛生課）】

ありがとうございました。以上をもちまして、第1回食品安全対策協議会を終了します。

次回、令和8年度第2回の食品安全対策協議会は、11月頃の開催を予定しております。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

それでは、お気を付けてお帰りください。